

★本誌は人材の育成を会社の業績向上にお役立ていただきたいと願い発行しています

人事労務お役立ち定期便

2017年5月1日発行

平成29年 第103号

発行◆せのお社会保険労務サポート事務所 岡山県井原市岩倉町 1081-1 〒715-0016



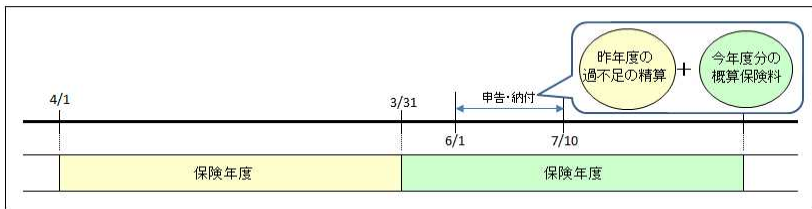
知っ得！今月の人事労務トピックス

■Excel でできる労働保険料の集計

毎年6月～7月は労働保険料(労災保険と雇用保険のこと)の申告と納付(口座振替は9月)時期となっています。

労働保険料の申告では、前年度に仮り計算して支払った保険料を確定し、精算する(足りなければ差額を支払う)のと、来年度の保険料の前払いをする2つの作業をいっしょに行います。

4月1日時点で、64才以上の雇用保険料は、会社・本人ともに免除されますので、お気をつけください。



※「労働保険関係各種様式」と検索してください。

※当事務所HP「お知らせ」にリンク先があります。



～社長さん、総務担当者のための知っておきたい助成金～

「生産性要件を満たすと助成金が割増しに」

◎生産性要件とは？

項目	内容・計算式など
付加価値	①人件費、②減価償却費、③動産・不動産賃借料、④租税公課、⑤営業利益
生産性	・付加価値÷雇用保険被保険者数＝生産性 ・直近年度が生産性が3年度前に比べ6%以上伸びていること
注意点	・損益計算書、総勘定元帳などの提出が必要 ・6%の伸び率がない場合でも別要件を満たす特例を検討中

●社労士せのサポのワンポイント！

本年度の助成金から「生産性要件」が加わることになりました。生産性が3年度前に比べ、6%以上伸びていることを生産性要件とし、助成金額が割増しになります。

生産性要件の申出は任意であるため、使わなくても助成金は受給できますが、同じ助成金でも昨年度の受給額と比べると、生産性要件を使わない場合は、少し受給額が下がっています。

逆に生産性要件を満たすと、受給額が20%増額になる助成金もあります。

生産性の定義はこれでよいのか、また本当に必要なのか、今後、検討が必要かもしれません。

----- 切り取ってデスクマットの下に置いておかれると忘れません -----



「あ、そうじゃ、聞いてみよう」電話 (0866) 63-3213

せのお事務所への相談は、土日祝を除く 10～17 時まで受け付けしております。



★給与計算における控除について

給与計算の原則は、支給すべきものを支給し、控除すべきものを控除することです。

毎年4～5月は控除すべき保険料の変更時期にあたります。正確に控除して、間違いのないようにしましょう。

★控除チェックリスト

□ 雇用保険料率の変更

4月分給与から変更。4月支給分の給与か、4月分給与（5月支給分）か、会社により異なるので注意

□ 健康保険料率の変更

□ 介護保険料率の変更

3月分の保険料から変更。3月分の保険料を何月分の給与から控除しているかで控除するタイミングが異なる。

□ 住民税の変更

6月分の住民税から変更。健康保険・介護保険と同じ。変更するタイミングに注意すること。

【ワンポイント解説】

●控除の計算には順番がある

給与計算において、控除する対象として、雇用保険、健康保険、厚生年金保険などの公的保険料（労災保険は全額会社が負担するため対象外）や所得税、住民税などの税金、食事代、積立金、団体保険料など事業所により異なる協定控除（協定を結ぶことで控除することができる）があります。

これらを控除し、計算するときは順番に気をつけなければいけません。

控除する順は、①公的保険料→②税金→③協定控除になります。

②税金のうち、所得税は公的保険料を控除した後の額に課税されるため、とくに注意が必要です。③協定控除のうち、団体保険料（自動車保険等）は、保険であっても民間の保険になりますので、いちばん最後に控除します。

公的な項目から先に引いて、私的な項目は後にすると覚えておけばわかりやすいでしょう。

「やる気があるから行動するのか!？」



◆ ゲーム感覚で課題に取り組む

新学期になり、子どもが学校からもらったプリントにビジネスにも効果を発揮しそうな内容がありました。

正方形を16に分割したマトリックスへ1つずつ課題が書いてあります。

例えば「男子の家全員がどこにあるか調べる」「あいさつを自分から大きな声でする」など、1つ課題ができると、マスを1つ塗りつぶします。縦・横・ななめがそろって「ビンゴ」で完了です。ゲーム感覚で課題に取り組めます。

◆ 人の行動が180° 変わる理由

やる気があるから行動をすると通常、思いがちですが、アメリカの心理学者フェスティンガーの「認知的不協和の理論」によれば、人間は心の中に葛藤があると不安なので、それを解消

するよう動機づけられるそうです。

携帯を持たない、手紙は手書きで書くものだというポリシーの持ち主が、いったん携帯を使い始め、手紙をワープロで書きだすと、ポリシーがガラッと変わってしまうことを指します。

◆ 既成事実がやる気を生む

その理論を応用すると、とにかく何か行動を起こすと、その事実にあうように態度を変えるようになるため、やる気を出させるには、まず行動して、既成事実を作ればよいのです。

前述の学校からもらったプリントには、まさに行動を促し、自信をつけ、そこからやる気を引き出すヒントが隠されていたわけです。

ただし、自分の意思で行動させなければいけないため、取り組みやすい仕組みも重要です。

参照・引用「最強のモチベーション術」日本実業出版（太田肇著）

医療・福祉・介護業界向けの情報をホームページから発信しています。

ホームページは「[せのじむ](#)」「[せのお事務所](#)」で検索してください！